

「滞納処分・差押えの基礎知識」

2014/3/29

弁護士 田所 良平

はじめに—国保税・料の滞納処分の増加

1 国保税・国保料の滞納

(1) 滞納件数の増加等

(原因)

- ・低所得層も対象とする制度設計
- ・国庫負担の減少
- ・高い国保料
- ・格差と貧困の蔓延

など

(2) 行き過ぎた滞納処分による被害の実例

①2008年5月、熊本県宇城市が固定資産税などの滞納を理由に、商売道具のたこ焼き移動販売車を差し押さえ、タイヤをロックした直後、一家が三角港で軽ワゴン車が海に転落し、乗っていた家族7人のうち6人が水死。

②千葉県長生村が、2009年10月、77歳の男性に対し、約10年前の国保税、固定資産税滞納分（22万4900円、延滞金28万5200円）につき、銀行口座に振り込まれた年金を差し押さえた。男性が長生村に困っていることを訴えたものの取り合ってもらえず、2010年1月、孤独死しているのが発見された。所持金は10円玉と5円玉のみで110円だった。

その他、年金振り込み直後に預金を差し押さえられて自殺に追い込まれる事件など、悲惨な事件が何件も発生している。

2 問題解決に必要なこと

① 国庫負担を増やし、国保税・国保料の値上げ阻止、値下げ実現を。

国民健康保険法 第1条（この法律の目的）

「この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする。」

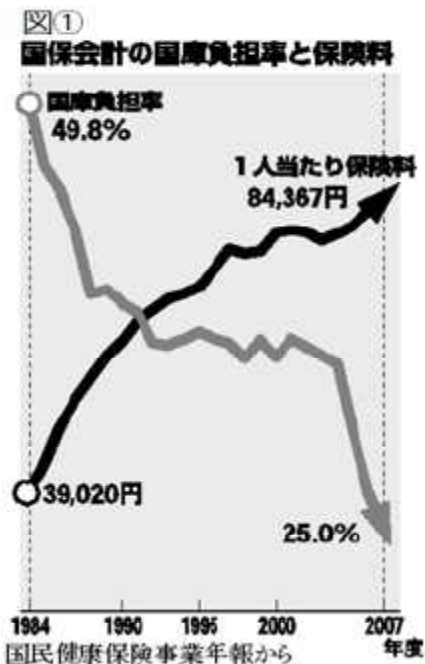
② 滞納処分に対する歯止めをかける

- ・法律を守らせる。
- ・「徴収の猶予」「換価の猶予」「滞納処分の停止」の積極的な活用
→滞納しても違法な差押え、安易な差押えはさせない

【運動の成果！！】

* 大阪市 滞納率 26.9% 滞納世帯に占める差押件数 わずか0.6%
(平成23年度)

(2010年3月6日(土)「しんぶん赤旗」)

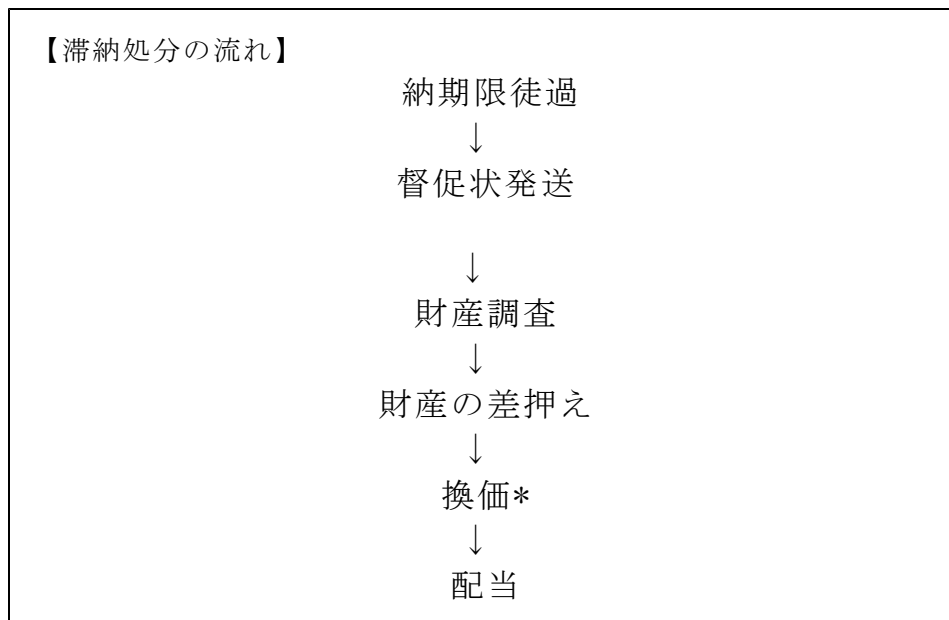


第2 滞納処分の基礎知識

1 国保料・国保税の徴収実務の流れ

- (1) 保険料・保険税額決定
- (2) 納付書送付
 - ・納付
 - ・未納のまま納付期限を徒過＝滞納 →そのまま放置すると滞納処分へ

2 「滞納処分」はどのような手続きか



*現金・債権は「換価」不要（詳しくは後述）

(1) 督促

ア 督促状の発送

納付期限を徒過→督促状を送付

*国保税は納付期限から20日以内に（地税法726条）

国保料は「期限を定めて」とするのみで、明確な期限は決まっていない（地自法231条の3第1項）

イ 督促状発送の意義

① 滞納処分への着手

- ・督促状発送日から数えて10日以内に保険料等を完納できない場合、徴税吏員は「滞納者の財産の差押えなければならない。」（地方税法728条1項1号）
- ・督促後6か月以上経過した場合は、再度督促してから差押えするのが現場の運用（徴収法基本通達47-18）

② 消滅時効の中断

督促状が納税者に届いたときに消滅時効が中断し、それだけで消滅時効のカウントダウンが振出しに戻る（国保料は国保法110条2項、国保税は地税法18条の2第1項柱書）。

(2) 財産調査

徴収職員は、滞納処分のため滞納者の財産を調査する必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、質問したり、その人の財産に関する帳簿書類などを検査することができる。

【ある自治体の財産調査の例】

- ① 日本の金融機関は、信金なども含めて現在は60社ほどなので、いったん本社に滞納者リストを送り、どの支店に口座があるのかデータを出してもらおう。
- ② 職員が直接口座のある支店に行き、直近3か月の口座の取引履歴（入出金データ）をもらい、精査する。
- ③ 生命保険会社30～40社とゆうちょ銀行に対しても同様の手順で調べる。口座の取引履歴から、どのような金融商品（生命保険等）を滞納者が所持しているか、どこから給料が入っているか、どのような年金を取得しているかなどが簡単にわかる。

(3) 財産の差押え

無条件に差押えができるわけではない。滞納者や第三者を保護するためのルールが定められており、これに反する差押えは違法となりうる。

違法・安易な差押えに歯止めをかけるうえで、きちんと把握しておく必要がある。

ア 滞納者等を保護するための差押えの禁止・制限

【滞納者を保護するための規定】

(7) 差押え禁止財産

滞納者保護の観点から差押が禁止されている。徴収法75条は絶対的に差押えが禁止されているので絶対的差押禁止財産と呼ばれている。 cf. ④条件付差押禁止財産（徴収法78条）

近年、ネット公売の普及と相まって、差押禁止財産に当たると考えられる財産の差し押さえ事例が散見される。

① 一般の差押禁止財産の主な具体例（徴収法75条1項）

- ・滞納者、配偶者（内縁含む）その他の親族（以下「生計を一にする親族」という。）の生活に欠くことができない衣服、寝具、家具、台所用具、畳及び建具（1号）
- ・滞納者及びその者と生計を一にする親族の生活に必要な三月間の食料及び燃料（2号）
- ・主として自己の労力により農業を営む者の農業に欠くことができない器具、肥料、労役の用に供する家畜及びその飼料並びに次の収穫まで農業を続行するために欠くことができない種子その他これに類する農産物(3号)
- ・主として自己の労力により漁業を営む者の水産物の採捕又は養殖に欠くことができない漁網その他の漁具、えさ及び稚魚その他これに類する水産物(4号)
- ・技術者、職人等の業務に欠くことができない器具その他の物（商品を除く。）（5号）
- ・実印その他の印で職業又は生活に欠くことができないもの（6号）
- ・仏像、位牌その他礼拝又は祭祀に直接供するため欠くことができない物（7号）
- ・滞納者に必要な系譜、日記及びこれに類する書類(8号)
- ・滞納者又はその親族が受けた勲章その他名誉の章票(9号)
- ・滞納者又はその者と生計を一にする親族の学習に必要な書籍及び器具（10号）
- ・発明又は著作に係るもので、まだ公表していないもの(11号)
- ・滞納者又はその者と生計を一にする親族に必要な義手、義足その他の身体の補足に供する物（12号）
- ・建物その他の工作物について、災害の防止又は保安のため法令の規定により設備しなければならない消防用の機械又は器具、避難器具その他の備品(13号)

* 条文上明確でない規定の具体例などは徴収法基本通達の75条関連に記載されている。

② 給料・賞与・退職金の差押禁止額（徴収法 76 条）

i 給料の差押え禁止額

$A + B + \text{生活費の加算額} = \text{給料の差押え禁止額}$ （徴収法76条1項）

A：給料から天引きされる所得税・住民税・社会保険料

B：最低生活費相当額（現在は10万+4.5万×家族人数×必要なら日割り生活費の加算額（（総支給額－A－B）の2割

ii 賞与の差押え禁止額

その支払を受けるべき時における給料等とみなして、給料と同様に計算。ただし、給料と賞与が同じ月に支給されるとしても最低生活費相当額は1回しかカウントしない（徴収法76条2項）。

iii 退職金の差押え禁止額

$A + B + C = \text{退職金の差押え禁止額}$ （徴収法76条3項）

A：給料から天引きされる所得税・住民税・社会保険料

B：10万+4.5万×家族人数×3

C：B×2割×（退職金支給の基礎になった年数－5）

【注意点】

ただし、給与等、賞与、退職金の差押禁止額については、滞納者の承諾があればその額を超えて差し押さえできる（徴収法76条5項）。その承諾は書面で行う（徴収法基本通達76-15）ので、言いくるめられてサインさせられないように注意。

③滞納者が国や地方公共団体以外の者から生計を維持するために支給を受ける継続的給付に係る債権についての差押禁止（徴収法基本通達 76-4）

民事執行法152条1項1号《差押禁止債権》に定められた「債務者が国及び地方公共団体以外の者から生計を維持するために支給を受ける継続的給付に係る債権」は、徴収法76条及び77条の規定により差押えが禁止されるものではないが、その債権の差押えが滞納者及びその者と生計を一にする親族の最低生活に支障を及ぼすと認められる場合には、徴収法76条の規定によるもののほか、支払期に受ける給付の4分の3についてはその差押えを行わないとされている。

④条件付差押禁止財産（徴収法 78 条）（徴収法基本通達 78-1 以下）

主として滞納者の生産財に相当する財産（*）については、滞納者が、ほかにその国税の全額を徴収できる財産で、換価が困難でなくかつ第三者の権利の目的になっていないものを提供したときは、滞納者の選択により差押えをしないものとされている。

この規定は、差し押さえ財産にかかる滞納者の選択権をできるだけ尊重する見地から妥当なものと考えられるが、徴収実務において、あまり活用されていない。

*

i 農業に必要な機械、器具、家畜類、飼料、種子その他の農産物、肥料、農地及び採草放牧地

ii 漁業に必要な漁網その他の漁具、えさ、稚魚その他の水産物及び漁船

iii 職業又は事業（前二号に規定する事業を除く。）の継続に必要な機械、器具その他の備品及び原材料その他たな卸をすべき資産

⑤給料等に基づき支払を受けた金銭の差押禁止（徴収法基本通達 76-10 以下）

徴収法基本通達76-11によれば、給料が銀行振込みの場合、徴収法76条2項の差押禁止の適用はない。ただし、同じ通達76-11には、差押えにより生活の維持を困難にするおそれ

がある金額については、差押猶予や、差押えの解除ができるとも記載されている。

⑥年金等の差押え禁止額（徴収法 77 条）

民事執行と異なり年金・恩給・休業手当等は給料とみなして上の給料の計算式を適用します。

退職一時金、一時恩給などは退職手当等とみなして上の退職金の計算式を適用します。

⑦特別法によって差押えが禁止されている主なもの

i 公的な保護・援護等として支給された金品

例) 生活保護金（生活保護法58条）、障害者自立支援給付（障害者自立支援法13条）、児童福祉法に基づいて支給された金品（児童福祉法57条の5）、児童手当（児童手当法15条）、児童扶養手当（児童扶養手当法24条）、養育医療費（母子保健法24条）、後期高齢者医療給付（高齢者の医療の確保に関する法律62条）、雇用保険給付（雇用保険法11条）、子ども手当（子ども手当て支給法15条）

ii 職務上の災害補償等を受ける権利

例) 災害補償を受ける権利（労働基準法83条2項）、労災補償を受ける権利（労働者災害補償保険法12条の5第2項）

iii 特定の災害補償等を受ける権利

例) 自動車損害賠償保障法による損害賠償請求権（同法18条）、刑事補償金（刑事補償法22条）

iv 一定の共済金または保険金を受ける権利

例) 損害保険金（保険法22条3項）

(1) 超過差押えの禁止

i 原則

租税の徴収のための必要を越える差押を禁止するため、租税を徴収するために必要な財産以外の財産は差押えできません。

例) 滞納額50万円に対して、80万円の自動車と500万円のマンションの差押えを行なった場合

ii 例外

1個の財産を差し押さえるときは、財産の価値が滞納額より大きくても超過差押とはいえません。これは差押えの対象財産が不動産であっても、学資保険のような債権であっても変わりません。そのような意味からは、超過差押の禁止は2個以上の財産を差し押さえるときにだけ問題になりうるといえるでしょう。

しかし、差押えの対象財産が1つで、財産の選択は徴収職員の裁量事項であるからといっても、その裁量には自ずから限界があります。ごくわずかな租税の差押に当たって、非常に高額な1個の財産を選択した場合には、裁量権の濫用として差押が違法となることがあります。例えば、滞納者が差押えにより適当な財産を提供して差押財産を換えるよう求めたにもかかわらず徴収職員が応じなかった場合などは特に違法が認められやすいでしょう。

(ウ) 無益な差押えの禁止

当該財産に金銭的価値がないとか、価値があったとしてもその財産上に滞納税金に優先する権利（抵当権等）が設定されていて、その財産から滞納税金の徴収がまったく見込めないような場合には、「無益な差押え」として禁止されている。

例) 300万円の滞納に対し、1000万円のマンション、但し、1500万円のローンが残っていて優先する抵当権が設定されているもの（500万円分オーバーローン）。

(イ) 差押える対象財産の選択（国税徴収法基本通達 47-17）

差し押さえる財産の選択は、徴収職員の裁量によるが、次に掲げる事項に十分留意して行うものとする。この場合において、差し押さえるべき財産について滞納者の申出があるときは、諸般の事情を十分考慮の上、滞納処分の執行に支障がない限り、その申出に係る財産を差し押さえるものとする。

- ① 第三者の権利を害することが少ない財産であること（第49条関係参照）。
- ② 滞納者の生活の維持又は事業の継続に与える支障が少ない財産であること。
- ③ 換価が容易な財産であること。
- ④ 保管又は引揚げに便利な財産であること

【第三者を保護するためのルール】

(ア) 第三者の権利の財産は差押えできない。

(カ) 差し押さえる対象財産の選択にあたっての第三者への配慮（上記(イ)②）

【その他の差押のルール】

(キ) 督促後6か月以上経過した場合は、再度督促してから差押えするのが現場の運用（徴収法基本通達 47-18）

イ 差し押さえられた財産はどのようにして滞納保険料に充当されるか

- ① 差し押さえた現金はそのまま滞納保険料に充てる。
- ② 差し押さえた債権は役所が債務者から現金を「取立て」で滞納保険料に充てる。
- ③ 差し押さえたその他の財産は役所が公売等により「換価」し、滞納保険料に充てる。

(7) 「換価」する必要のない財産が差し押さえられた場合（①現金、②債権）

① 現金の場合

例) Aさんがタンスにしまっていた現金10万円を差し押さえられた。

その金額分について滞納保険料を徴収したものとみなされる（徴収法56条3項）。

② 銀行預金の場合（銀行に対する預金債権）

例) AさんがC銀行にもっている預金が差押られた。

役所は、C銀行から、差し押さえたAさんの預金の払い戻しを受けることができる（これを「取立て」という。）（徴収法67条1項）。

払い戻しを受けたときは、その金額分について滞納保険料を徴収したものとみなす（徴収法67条3項）。

③ 生命保険解約返戻金の場合（生命保険会社に対する債権）

例）AさんがD生命保険会社でかけている生命保険を差し押さえられた。

役所は、Aさんの生命保険を解約して、解約返戻金の払い戻しを受けることができる（「取立て」）。

払い戻しを受けたときは、その金額分について保険料を徴収したものとみなす（徴収法67条3項）。

※ただし、解約返戻金によって満足を得ようとする差押債権者の利益と保険契約者及び保険金受取人の不利益（保険金請求権や特約に基づく入院給付金請求権等の喪失）とを比較衡量する必要があるが、次の場合、役所は解約するか否か慎重に判断しなければならない（基本通達 67-6）

- i 近々保険事故の発生により多額の保険金請求権が発生することが予測される場合
- ii 被保険者が現実に特約に基づく入院給付金の給付を受けており、当該金員が療養生活費に充てられている場合
- iii 老齢又は既病歴を有する等の理由により、他の生命保険契約に新規に加入することが困難である場合
- iv 差押えに係る滞納税額と比較して解約返戻金の額が著しく少額である場合

(4) 「換価」が必要となる財産の取り扱い

差押えの結果…

- i 役所が財産を取り上げる場合
- ii 滞納者がその財産を占有・保管できる場合で使用は禁止される場合
- iii 滞納者がその財産を占有・保管し、使用することも認められる場合

* 差し押さえられたままでも、財産の占有・保管・使用が認められる場合もある。

① 不動産の場合（Aさんが所有する土地を差し押さえられた）

例）役所がAさん所有の土地を差押えた。

- ・ Aさんは、土地を売ったり、借金の際に抵当に入れることができなくなる。
- ・ 差押の後でBさんがAさんから土地を買ったとしても、役所に対して自分のものであると所有権を主張できない。（Aさんが売買代金で保険料を支払えば別）
- ・ 役所が土地を公売にかけるまでは、Aさんは土地の価値を著しく下げるようなことをしない限り、これまで通り使い続けることができる（徴収法69条）

* 役所は差し押さえた不動産を「公売」にかけ、買受人から買受代金の納付を受けて、滞納保険料の徴収に充てる（詳細は(4)「財産の『換価』」）

(5) 自動車の場合

例）Aさんが自動車を差し押さえられた。

- ・ 役所はAさんに対して自動車の引渡を命ずることができる（徴収法71条3項）。
- ・ また、役所は、Aさん、または第三者に自動車を保管させることができる。その場合、使用を許可する場合を除き、ハンドルやタイヤのロック等をして、自動車の使用を禁止

する（徴収法71条5項）。

- ・ 役所は、自動車の保管を命じたAさんが営業上の必要がある等相当な理由があるときには、Aさんから申請があれば、Aさんが自動車を使用することを許可することができる（徴収法71条6項）。

* 役所は差し押さえた自動車を「公売」にかけ、買受人から代金を受取り滞納保険料の徴収に充てる（詳細は(4)「財産の『換価』」）

(I) 動産の場合

例) Aさんが、高価な壺を差し押さえられた。

- ・ 役所はAさんから高価な壺（動産）を取り上げる方法で差押えを行う（徴収法56条1項）。
- ・ 但し、役所が高価な壺の保管をAさんに命じることもある（徴収法60条1項）。その場合、壺に封印等をして、差し押さえられた財産であることを明らかにする（同条2項、徴収法施行例26条）。
- ・ Aさんに壺の保管を命じた場合に、Aさんが壺の使用を申し立てて、役所がAさんに壺を使用させてもほとんど価値が減らず、保険料の徴収が確実であると判断したときは、役所はAさんに壺の使用を許可することができる（徴収法61条1項）。

* 役所が差し押さえた壺を「公売」にかけ、買受人から代金を受取り滞納保険料の徴収に充てる（詳細は(4)「財産の『換価』」）

(4) 財産の「換価」

不動産、自動車、動産等を売却して現金に換える手続き。

広く不特定多数の買い受け希望者を募り、最高値を付けた人に売るという「公売」という方法が取られるのが原則（徴収法94条1項）。

最近は「インターネット公売」（ヤフー「官公庁オークション」等）が普及している。

(5) 配当

差し押さえられた現金、債権の取り立てによって得られた現金、公売により買受人から納付された「買受代金」等は、法律で定められた方法・順序で分配され、滞納保険料等の徴収に充てられる（徴収法128条以下）。これを配当という。

第3 滞納処分にいかに対処するか

はじめに

(1) 滞納処分といえども憲法25条の保護の下で行なわれる

滞納者保護のためのルール、制度がある。滞納処分の歯止めとなる。

① 違法な滞納処分は阻止

違法な滞納処分も珍しくない。

違法とはいえなくとも安易な滞納処分に対して歯止めをかけることにつながる。

② 徴収緩和の制度の積極的な活用

「徴収の猶予」「換価の猶予」「滞納処分の停止」

(2) 大まかな方針

① 差押えをさせないこと

- ・一度発生した保険料は、原則、納付しない限り消滅しない。
- ・滞納したまま放置すれば、やがて滞納処分を受けることになる。放置して滞納処分を受ける前に、速やかに対処すべきである。
- ・対処方法としては、「徴収の猶予」または「換価の猶予」による分納を求めること。
- ・分納ができないほどに生活困窮している場合等は、「滞納処分の停止」を求めること。「滞納処分の停止」が適用されたまま3年経過すれば、保険料納付義務は消滅する。

② 差押えされてしまったときは即座に解除等を求める

- ・違法・不当な差押えは解除させる。
- ・違法・不当な差押えといえない場合でも、「徴収の猶予」または「換価の猶予」の制度を利用し、分納を認めるよう交渉する。「徴収の猶予」「換価の猶予」の適用により、差押えが解除される場合もある。
- ・解除に応じない場合には不服申立ても検討する。
- ・少なくとも滞納者に占有、使用、収益を認めさせる。
- ・生活困窮等により分納できない場合等は、「滞納処分の停止」を求める。「滞納処分の停止」が認められれば、差押えは解除される。停止が3年間続けば、保険料の支払い義務は消滅する。

1 差押え前＝差押えをいかに回避するか－「徴収緩和制度」の活用を－

【徴収緩和制度】

(1) 徴収の猶予

- ・災害・病気・貸し倒れ、事業の休廃止・著しい損失など特定の事由により納付困難な場合

(2) 換価の猶予

- ・滞納者の事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあるとき

(3) 滞納処分の停止

- ・財産なく、納税不能状態

はじめに

「納税の猶予等の取扱要領」総則の活用 *直接には国税に関するもの

「納税の猶予等の処理に当たっては、次の事項に十分留意する必要がある。」

「画一的な取り扱いを避け、納税者の個別的、具体的な実情に即応した適性妥当な徴収方

法を講ずることが必要である。」

「特に、納税者から、その納付すべき国税につき即時に納付することが困難である旨の申出等があった場合には、その実情を十分調査し、納税者に有利な方向で納税の猶予等の活用を図るよう配意する。」

(1) 「納期限の延長」(地税法 20 条の 5 の 2)

災害その他やむを得ない理由により、保険料等を期限内に納められない場合は、条例の定める期間、納付期限が延長されます。

ただし、災害その他やむを得ない理由のために資金不足を生じて、その結果として納付ができない場合は含まないとされている(通則法基本通達11-1)

(2) 「徴収の猶予」制度(地税法 15 条以下)による分納を求める

ア 概要

- ・災害・病気・貸し倒れ、事業の休廃止・著しい損失によって保険金・税の支払いができない場合に、分納を求める制度。
- ・原則、1年の内の一定期間、猶予される。やむを得ない事情がある場合には通算2年まで延長可。
- ・督促状発付前でも利用できる。申請が必要。
- ・保険料・税が免除されるわけではない。精一杯の額を分納することが求められる。
- ・猶予期間中、延滞税が全額ないし半額免除される。
- ・新たな督促・滞納処分が禁止される。
- ・すでに行われた差押えを解除できる。

イ 要件

① 以下のいずれかに該当すること(地税法 15 条 1 項) *詳細は「納税の猶予等の取扱要領」第2章第1節1(3)

- i 財産につき、震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難にかかったとき。
- ii 生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したとき。
- iii 事業を廃止し、又は休止したとき。
- iv 事業につき著しい損失を受けたとき。
- v i～ivに類する事実があったとき

例)「納税の猶予等の取扱要領」第2章第1節1(3)ホ

i・ii類似の例

売掛金の回収不能はiまたはii類似の事実となりうる

iii・iv類似の例

親会社からの発注の減少、その他市場悪化等納税者の責めに帰すことができない事由により、事業の操業度の低下または売上げの減少等の影響を受けたこと

* i・iiの類似か、iii・ivの類似かにより、延滞金の免除額が異なる。

② その事実によって納付すべき税金を一時に納付することができないと認められること
→納付できない額の限度で猶予が認められる。

③ 申請書を提出すること

*認められなかった場合には不服申立も可能。

④ 原則として担保提供があること(但し、例外あり)

[例外]

猶予に係る金額が50万円以下である場合
担保を徴することができない特別の事情がある場合
→担保として提供できる財産等がない場合

ウ 効果（地税法 15 条の 2）

① 保険料・税の徴収猶予（原則 1 年、通算 2 年まで延長可）（地税法 15 条 1 項）

原則 1 年以内の期間、徴収が猶予される。

*免除されるわけではないため、その間に分納する。

*やむをえない場合には延長が認められる。但し、通算 2 年まで。

② 猶予期間中の延滞税の免除（地税法 15 条の 9）

猶予該当事実により全額免除または半額免除される。

i 災害・火災及び盗難等（① i）、納税者・親族の病気、負傷等（① ii）、これらに類似する場合

→猶予事実の発生日から猶予の終期まで全額免除

ii 事業の廃止又は休止（① iii）、事業につき著しい損失（① iv）、これらに類似する場合

→猶予期間中 2 分の 1 を免除

③ 督促・滞納処分の禁止（地税法 15 条の 2 第 1 項）

徴収猶予をした期間内は猶予に係る保険料・税について、新たに督促及び滞納処分（交付要求を除く）をすることができない。

④ 差押えの解除（地税法 15 条の 2 第 2 項）

猶予に係る保険料・税について差し押さえた財産があるときは、猶予を受けた者の申請により、差押えを解除することができる。

(3)「換価の猶予」制度（地方税法 15 条の 5 第 1 項、徴収法 151 条）による分納を求める

ア 制度概要

- ・業績不振等の資金難により分納を求める際に活用できる制度。
- ・全ての滞納者が検討すべき制度。徴収の猶予制度の要件とされる特別の事情がなくとも利用しうるため。
- ・「納税についての誠実な意思」が求められる。猶予期間内に滞納分及び今後発生する分を完納することが求められる。
- ・督促状発付後の滞納を前提にした分納制度。差押え前でも利用可能。
- ・換価処分（公売）が禁止される（徴収法151条①）。
- ・事業の継続又は生活の維持に著しい支障を与えると認められる場合は差押えを猶予し、すでになされた差押えを解除できる（徴収法151条2項）
- ・猶予を申請する権利はない（認められない場合も不服申立はできない。）。役所の職権によるため、認められる場合は限定的。しかし、納税者から申立てがあった場合には検討することが通達によって求められている。
- ・1年のうちの一定期間、滞納処分による財産の換価が猶予される。やむを得ない理由があるときは通算2年まで延長可。実務では2年以上の延長も認められうる。

イ 猶予通達の活用

【猶予通達 3 章 1 節 8】

「換価の猶予は税務署長が職権をもって行なうものであるが、滞納者から分納の申し出等があった場合には放置することなく、換価の猶予に該当するかどうか検討するよう配慮する。

なお、滞納者は、換価の猶予を受けないことについて、不服申立て又は訴えの提起をすることができないことに留意する（徴収法基本通達第151条関係7。）」

【通達の趣旨の解釈】（『差押え』54頁より）

- ① 滞納者には法律上、猶予の申請書を出すことが認められていないので、「要件事実が適合しているのに換価の猶予を適用しない」ということが起こらないよう、徴収職員に留意させている、といえる。
- ② 猶予通達総則に「その実上を十分調査し、納税者に有利な方向で納税の猶予等の活用をはかるよう配慮する」ことを求めており、納税について誠実な意思のある納税者に対しては、可能な限り換価の猶予の承認を促している、といえる。

→申請権がないとしても、滞納者の側から「換価の猶予」を求める意思表示を行うことが重要。

ウ 要件（徴収法151条1項）

① 次のいずれかを満たすこと。

i その財産を直ちに換価することにより滞納者の事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあるとき。

◇「滞納者の事業の継続を困難にするおそれがあるとき」とは

事業の不要不急の資産を処分する等事業経営の合理化を行った後においても、なお差押財産を換価するとその滞納者の事業の継続を困難にするおそれがあると認められる場合をいいます（徴収法基本通達151-3）。

◇「生活の維持を困難にするおそれがあるとき」とは

必要な生計費程度の収入が期待できなくなる場合をいう（徴収法基本通達151-4）。

ii 財産の換価を猶予する方が滞納租税及び近い将来において納付すべき租税の徴収上有利であるとき。

◇「租税の徴収上有利であるとき」とは、次のa～cのいずれかに該当する場合をいう（徴収法基本通達151-5）。

a. 滞納者の財産のうち滞納処分ができるすべての財産につき滞納処分を執行したとしても、滞納額を全額徴収できない場合であって、換価処分を執行しないこととした場合には、その猶予期間内に新たな滞納を生ずることなく、その猶予すべき国税の全額を徴収することができると認められるとき。

b. 換価すべき財産の性質、形状、用途、所在等の関係で換価できるまでには相当の期間を要すると認められる場合で、換価処分を執行しないことが、その猶予すべき国税及びその猶予すべき期間内において納付すべきこととなる国税の徴収上有利であると認められるとき。

c. 滞納国税につき直ちに徴収できる場合等であっても、最近において納付すべきこととなる国税と既に滞納となっている国税との総額については、換価処分を執行しないことが徴収上有利であると認められるとき。

② 滞納者が、納税について誠実な意思を有すると認められること。

「納税について誠実な意思を有すると認められる」かどうかは、従来において期限内に納税していたかどうか、納税の猶予、換価の猶予等の場合に確実に分納を履行したかどうか等を参考として判定するものとする。この場合においては、過去にほ脱の行為又は滞納の事実等があっても、現在において誠実な納税の意思を有していると認められるかどうかにより判定する。(徴収法基本通達151-2)。

③ 徴収の猶予を受けている場合ではないこと。

④ 担保を取るのが原則だが、徴収の猶予と同様の例外が認められている(徴収法基本通達 152-4)。

エ 効果

① 差押財産の換価処分が猶予される(徴収法 151 条 1 項)。

② 事業の継続又は生活の維持に著しい支障を与えると認められる場合は差押えを猶予し、すでになされた差押えを解除できる(徴収法 151 条 2 項)

③ 猶予が認められる金額に定めはないが、必要な限度に限って認められると考えられている(徴収法基本通達 151-8)。

④ 免除されるわけではないため、毎月納付可能な金額で、かつ精一杯の金額の分納が求められる(徴収法 152 条、通則法 46 条 4 項、猶予通達 3 章 1 節 7)。

⑤ 延滞税についても、猶予期間に対応する金額で納付困難と認められるものを限度として免除が認められている(通則法 63 条 1 項、同条 3 項)。

⑥ 換価の猶予の期間は原則 1 年以内だが、猶予期間内に納付できないやむを得ない場合、すなわち、納税者の責任とはいえない場合はすでに猶予した期間と併せて 2 年間までは猶予期間の延長ができる(徴収法 152 条・通則法 46 条 7 項、徴収法基本通達 152-3)。ただし、実務は 2 年を超えても猶予が認められている。

(4) 「滞納処分の停止」制度(地税法 15 条の 7、徴収法 153)

ア 制度の概要

- ・ 様々な事情により生活困窮、資力喪失等の状態に陥り回復が見込めず、分納すら不可能のため、納税不能の状態にある場合に、納税義務を消滅させる制度。
- ・ 原則滞納している全ての税金について行われる(徴収法基本通達153-8)。
- ・ 滞納処分が禁止される。
- ・ すでに行われた差押えが解除される(地税法15条の7第3項)。
- ・ 延滞金が免除される。
- ・ 執行停止が3年間継続したときは納税義務が消滅する(地税法15条の7第4項)。
- ・ 税務署長等の職権による。滞納者は、停止しないことを理由に不服申立てや裁判は起こせない(徴収法基本通達153-5)。

イ 要件

以下のいずれかの事実がある場合

① 滞納処分をすることができる財産がないとき

→次のいずれかに該当する場合をいう(徴収法基本通達153-2)。

i 滞納処分の停止をするかどうかを判定する時において、差押えの対象となった、またはなりうる財産の価値が、滞納処分費用と国税に優先する債権の合計額を超える見込みがない場合、つまり、滞納処分をしても税金の回収につながらない場合。

ii 差し押さえられる財産はすべて差し押さえて換価しても、なお税金が残っている場合。

② 生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき

滞納者（個人に限ります。）の財産につき滞納処分を執行することにより、滞納者が生活保護法の適用を受けなければ生活を維持できない程度の状態になるおそれのある場合をいう（徴収法基本通達153-3）。

③ 納税者の所在及び滞納処分を実行すべき財産がともに不明の場合

エ 効果

① 滞納処分の禁止と差押の解除(徴収法 153 条 3 項)

② 執行停止が 3 年間継続したときはその租税債務は消滅します(同条 4 項)。延滞税も消滅します（徴収法基本通達 153-13）

③ 延滞金の免除(通則法 63 条 1 項本文)

【注意点】滞納処分の停止中に滞納者が自発的に納付する場合

滞納処分の停止をした場合において、滞納者が自発的にその停止に係る国税を納付したときには、停止している税金に充てることは差し支えないとしている（徴収法基本通達153-11）。

この通達が生活保護受給者に受給前の未納分について納付を迫る法的根拠となっている。強引な説得には抗議すべき。

2 差押えされてしまった後の対応

(1) 差押えの解除を求める

① 違法な差押えではないか

② 「徴収の猶予」「換価の猶予」「滞納処分の停止」制度の活用

(2) 不服申し立て、取消訴訟の検討

3 不服申立て制度

(1) 国保料・国保税の滞納処分に対する不服申立制度概要

ア 国保料の場合

① 申立先

各都道府県にある国民健康保険審査会に対し、審査請求を申し立てる(国保法91条)。

② 不服申立期間

処分があったことを知った日の翌日から数えて60日以内に申し立てなければならない(国保法99条本文)。ただし、正当な理由によりこの期間内に審査請求をすることができなかったことを疎明したときはこの限りではない(国保法99条但書)

イ 国保税の場合

① 申立先

・地方自治体の長名義による処分については、地方自治体の長に対する異議申立による（行審法6条）

・支庁等（例えば政令市の行政区や市税事務所）による長が行った処分の不服申立ては、地方団体の長に対する審査請求による（行審法5条）。

(※行審法は地税法19条2号で準用)

例) 横浜市鶴見区長による滞納処分については、横浜市長に対して審査請求を行う。

② 不服申立期間

・処分があったことを知った日の翌日から数えて**60日以内**に申し立てなければならない(行審法14条1項、同45条)。

・審査請求・異議申立は、処分があった日の翌日から数えて1年を経過したときは、正当な理由がない限り、できない(行審法14条3項)。

(2) 滞納処分に関する不服申立期限の特例(地税法19条の4)

①「督促」を争う場合

→差押えに係る通知を受けた日(その通知がないときは、その差押えがあったことを知った日)の翌日から数えて30日を経過した後はできない(同条の4第1号)。

②不動産等(不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械、小型船舶、債権又は無体財産権(電話加入権除く)の「差押え」を争う場合

→「公売期日等」を経過した後はできない(同条2号)。

③不動産等についての「公告(公売公告)から売却決定までの処分」を争う場合

→換価財産の買受代金の納付の期限を経過した後はできない(同条3号)。

④換価代金等の「配当」を争う場合

→換価代金等の交付期日を経過した後はできない(同条4号)。

4 取消訴訟

(1) 不服申立ての前置

取消訴訟は、審査請求に対する裁決や異議申立に対する決定を先に行った上でなければ提起できないのが原則(国保法103条、地税法19条の12)。

ただし、例外がある。

① 異議申立または審査請求があった日から3か月を経過しても決定・裁決がない場合(地税法19条の11・行訴法8条2項1号、国保法には規定がないので行訴法8条2項が適用されます)

② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき(行訴法8条2項2号)、その他その決定・裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき(同項3号)。

(2) 訴えを起こせる期間(出訴期間)

ア 一般的な期間制限

取消訴訟は、処分または決定・裁決があったことを知った日から6か月以内に提起しなければならない(行訴法14条1項・4項)。

また、処分または決定・裁決の日から数えて1年を経過したときは、正当な理由があるときを除いて、取消訴訟を提起することができない(同条2項・3項)。

イ 滞納処分に関する出訴期間の特例

処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要がある(行訴法8条2項2号)、その他その決定・裁決を経ないことにつき正当な理由がある(同項

3号)として、審査請求をせずに取消訴訟を起こす場合は、取消しを求める滞納処分によって、その裁判を起こせる期間が制限されている(地税法19条の13・同条の4)。

* 3(2) 滞納処分に関する不服申立期限の特例と同じ。

(3) 取消訴訟に関する教示

行政庁が、滞納者に対して、滞納処分に関する一連の処分または裁決を行う場合は、処分または裁決の相手方に対して次の事項を書面で教示しなければならない(行訴法46条1項)。

- ①当該処分または裁決について取消訴訟を行う場合にその被告とすべきもの
- ②当該処分または裁決について取消訴訟を行う場合の訴えを起こせる期間
- ③当該処分について取消訴訟を行う場合は先に当該処分についての審査請求に対する裁決を受けなければならないときはその旨。
- ④③の場合、審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないときなどの場合は、裁決を経なくても処分の取消しの訴えを起こせる場合についてはその旨。

(4) 執行停止の訴え

滞納処分に関する取消訴訟を起こしたからといって、処分の効力や処分の執行や手続の続行を妨げるわけではない(行訴法25条1項)。

ただし、処分取消しの訴えを起こした場合で、処分、処分の執行又は手続の続行により生じる重大な損害を避けるため緊急の必要があるときは、裁判所に執行停止の訴えをすることで、処分の効力、処分の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止が認められることがある(同条2項本文)。

5 保険料等の消滅時効

* 役所は督促状の送付等によって消滅時効を中断できるが、地方自治体では徴収担当官一人につき1000件から2000件を担当しているといわれていることから、実務上、一件一件の滞納事案に目が届かなくなり、消滅時効が完成してしまう事例が避けられないと思われる。しっかり時効のチェックをすることも必要(『差押え』259頁より)。

(1) 消滅時効期間

ア 国保料

国保料債権は納付書記載の納期限日の翌日から2年で消滅時効にかかる(国保法110条1項)。

イ 国保税

国保税は、法定納期限の翌日から数えて5年で消滅時効にかかる(地税法18条1項柱書)。

(2) 時効の効力

保険料等が消滅時効にかかった場合は、市町村は自動的に請求できなくなる(国保料は国保法79条の2・地自法236条2項、国保税は地税法18条2項)。

延滞金も消滅する。

消滅時効完成後に間違っって支払った場合、市町村は支払われた保険料等を過誤納金として返さなければならない。

c f 一般の債権は、消滅時効を「援用」する旨の意思表示が必要(民法145条)。

(3) 時効の中断

時効の中断とは、時効のカウントダウンが振出しに戻ることをいう(その後、再度カウントダウンは始まる。)

なお、国保料等の時効が中断した場合、その効果は延滞金にも及ぶ(地税法18条の2第5項)

*時効の中断については国保法や租税法に特別規定があるものを除き、民法の規定が準用される(国保料は国保法79条の2・地自法236条3項、国保税は地税法18条3項)。民法では147条に時効の中断事由が定められている。

ア 役所のとった権利行使にともなう消滅時効の中断

① 督促

督促状が納税者に届いたとき時効が中断し、それだけで消滅時効のカウントダウンが振出しに戻る(国保料は国保法110条2項、国保税は地税法18条の2第1項柱書)。

② 差押え

差押えが効力を生じたときに、差押えにかかる滞納税金について時効が中断し、差押えが有効に存続している間、中断事由は継続する(消滅時効のカウントダウンは振出にもどった状態のままストップされる)。

③ 交付要求

交付要求(参加差押)が執行機関に到着した時に時効は中断し、交付要求が有効にされている期間、中断事由は継続する(消滅時効のカウントダウンは振出にもどった状態のままストップされる)。

④ 催告

催告書の送付等、納付の慫慂(しょうよう)は、「催告」(民法153条)にあたるため、**6ヶ月以内に差押え等を行なえば**、差押えが時効期間満了後であっても、催告時に遡って時効中断の効力をもつとされている(昭和43.6.27最高判)。

イ 納税者等の租税債務の承認に伴う時効の中断事由

払わなければいけない税金の存在を認識して、その認識を表明したと認めるに足りる行為はすべて「承認」に当たり、消滅時効が中断される。

納税の猶予の申請や、国保料等の一部納付は承認に当たる(通則法基本通達73-3, 73-4参照)。

(4) 時効の停止

時効の停止は、消滅時効のカウントダウンが止まるが、振出しに戻らず、停止事由がなくなれば残りの時間につきカウントダウンが再開する。

「徴収の猶予」や「換価の猶予」が行なわれている期間中は時効が停止する(地税法18条の2第4項)。

第4 おわりに

以上

【参考文献】

『住民運動のための国保ハンドブック2012』大阪社会保障推進協議会

『滞納処分・差押問題国保西日本交流集会 滞納処分・差押問題資料集』社保協近畿ブロック

『差押え』東京税財政研究センター

『地方税滞納整理と財産調査の進め方』加藤正治